

公益社団法人日本水環境学会 関東支部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人日本水環境学会関東支部という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を支部長職場住所におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、関東甲信越地区（栃木県、群馬県、新潟県、茨城県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、長野県、山梨県）における水環境に関する分野の学術的調査・研究の推進及び知識の普及を図り、もって良好な水環境の保全及び創造に寄与し、並びに学術文化の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 関東甲信越地区を拠点とする、第3条の目的に賛同する市民活動団体等との連携と活動支援
- (2) 関東甲信越地区における特徴的な水環境問題に関する学術研究
- (3) 関東甲信越地区における水環境問題の発表会などを通じた情報交換
- (4) 水環境問題に関する学術書等の発行
- (5) 関東甲信越地区の水環境に関する見学会、セミナー、講演会等の実施
- (6) 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 構成員

(資格)

第5条 本会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 名誉会員：日本水環境学会名誉会員で、所属機関の住所が関東甲信越地区にあるもの。
- (2) 正会員：日本水環境学会個人及び団体会員で、所属機関の住所が関東甲信越地区にあるもの。
- (3) 学生会員：日本水環境学会学生会員で、所属機関の住所が関東甲信越地区にあるもの。

第4章 役員等

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 幹事長 1名
- (3) 幹事 20名程度
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 役員は、幹事会において、以下の基準に従って構成員の中から選任する。

- (1) グループA幹事(10名)：都県選出幹事
 - ・栃木、群馬、新潟、茨城、埼玉、東京、千葉、神奈川、長野、山梨の各都県より1名ずつ選出する。
 - ・10名中5名以上は地方自治体から選出する。
 - ・地域の水環境問題の掘り起こしを担うグループである。
 - (2) グループB幹事(10名程度)：主要業務幹事
 - ・組織、地域などは問わない。
 - ・本会の主要業務を担う。
 - (3) 監事(2名程度)
 - ・組織、地域などは問わない。
 - ・業務執行の監査を担う。
- 2 なお、必要に応じ、幹事会の承認により、定数を超えて幹事を選任することができる。

(職務)

第8条 支部長は、本会を代表して本会運営のために必要な任務を行う。

第9条 幹事長は、支部長を補佐し、幹事会を代表して本会運営に必要な実務的業務を行う。また、支部長が欠けたときはその職務を代行する。

第10条 幹事は、幹事会を構成し、本会の運営に関する重要事項を審議し、実行する。

第11条 監事は、会計監査に関する職務を行う。

(任期)

第12条 役員任期は、1期2年とする。

- 2 支部長、幹事長、監事は原則として1期2年務めるとする。ただし再任を妨げない。
- 3 幹事は原則として2期4年務めることとし、1期ごとに約半数を交代する。ただし、再任を妨げない。

(欠員の補充)

第13条 役員に欠員の生じたときは、幹事会において後任を選任する。ただし、幹事会でその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(解任)

第14条 役員が本会の役員としてふさわしくない行為をしたときは、幹事会の決議により、解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第15条 役員は無給とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

第5章 会議

(総会)

第16条 総会は、本会の会員をもって構成する。

2 総会は、年に1回、支部長が招集する。

3 支部長が必要と認める場合は、臨時総会を招集することができる。

第17条 総会の議長は、支部長が務める。

第18条 総会の招集については、その開催の2週間前までに、日時、場所及び会議に付議すべき事項を会員に通知しなければならない。

第19条 総会は、次の事項の報告を受ける。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 規約、細則その他の規程の作成及び変更

(幹事会)

第20条 幹事会は、本会の役員をもって構成する。

2 幹事会は、毎年3回程度、支部長が招集する。

第21条 幹事会の議長は、支部長が務める。

第22条 幹事会の招集については、その開催の2週間前までに、日時、場所及び会議に付議すべき事項を役員に通知しなければならない。

第23条 幹事会では、この規約において別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算

(3) 規約、細則その他の規程の作成及び変更

(4) その他、本会の運営に関する事項

(三役会議)

第24条 三役会議は、支部長、幹事長、総務部会役員をもって構成する。

- 2 三役会議は、毎年3回程度、支部長が招集する。
- 3 三役会議では、主として本部・他支部等との連携等について議論する。
- 第25条 三役会議の議長は、支部長が務める。

第6章 部会

(部会の設置)

第26条 本会の事業遂行のため、以下の部会を設ける。

- ・企画部会
- ・総務部会
- ・市民活動部会

第27条 各部会は、事業遂行に必要な人数の部会員より構成され、監事以外の役員をあてる。

第28条 各部会は、必要に応じて役員以外のものを部会員とすることができる。

第29条 各部会は、部会員のなかから部会長を1名選出する。

第30条 部会員および部会長の選任は、幹事会にて行う。

(部会活動の報告)

第31条 各部会の活動状況は、幹事会において支部長に報告しなければならない。

(部会長会議)

第32条 各部会間の活動の連携を深める目的で、部会長会議を開催することができる。

第33条 部会長会議は、支部長が召集する。

第34条 部会長会議には、支部長、幹事長、各部会長が出席し、必要に応じてそのほかの役員の出席を求める。

(企画部会)

第35条 企画部会では、以下に関する業務を行う。

- ・見学会、セミナー、講演会等の企画
- ・発表会等の企画
- ・共催、協賛、後援等の依頼の窓口

(総務部会)

第36条 総務部会では以下に関する業務を行う。

- ・予算案の作成
- ・決算案の作成
- ・会計・経理の管理
- ・幹事会などの会議の議事録の作成
- ・規約等の整理に関する業務

- ・本支部ホームページの運営・管理
 - ・そのほか広報に関する業務
- (市民活動部会)

第37条 市民活動部会では以下に関する業務を行う。

- ・関東甲信越地域の市民活動団体等との連携に関する企画・実施
- ・市民活動団体交流会の実施
- ・講師派遣制度の立案および窓口
- ・支部表彰受賞者の推薦
- ・水環境文化賞対象者の学会本部への推薦
- ・その他市民活動団体等との交流、表彰に関する業務

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 学会本部からの収入
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、支部長の責任の下、総務部会において管理する。

(経費の支弁)

第40条 本会の事業遂行に要する費用は、事業に伴う収入、資産から生ずる果実その他の資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第41条 本支部の収支予算は、事業年度開始前の幹事会の議決を経て定め、収支決算は、事業年度終了後速やかに、その年度末現在の資産目録とともに、監事の監査を経て幹事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第42条 本支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第43条 この規約を変更しようとするときは、幹事会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

- 2 規約変更を諮る幹事会がメール審議の場合は、幹事の総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

附則

1. 本規約は、2006年7月28日に制定し、同日より施行する。
2. 前項にかかわらず、2007年3月31日までは、副支部長において、幹事長に準ずる業務を務めるとともに、第6条、第7条については、2007年4月1日より施行するものとする。
3. 本規約は、2009年6月19日に改正し、同日より施行する。
4. 本規約は、2019年6月15日に改正し、同日より施行する。